

# 行政記録情報等の活用について

平成28年11月4日（金）

総務省統計局

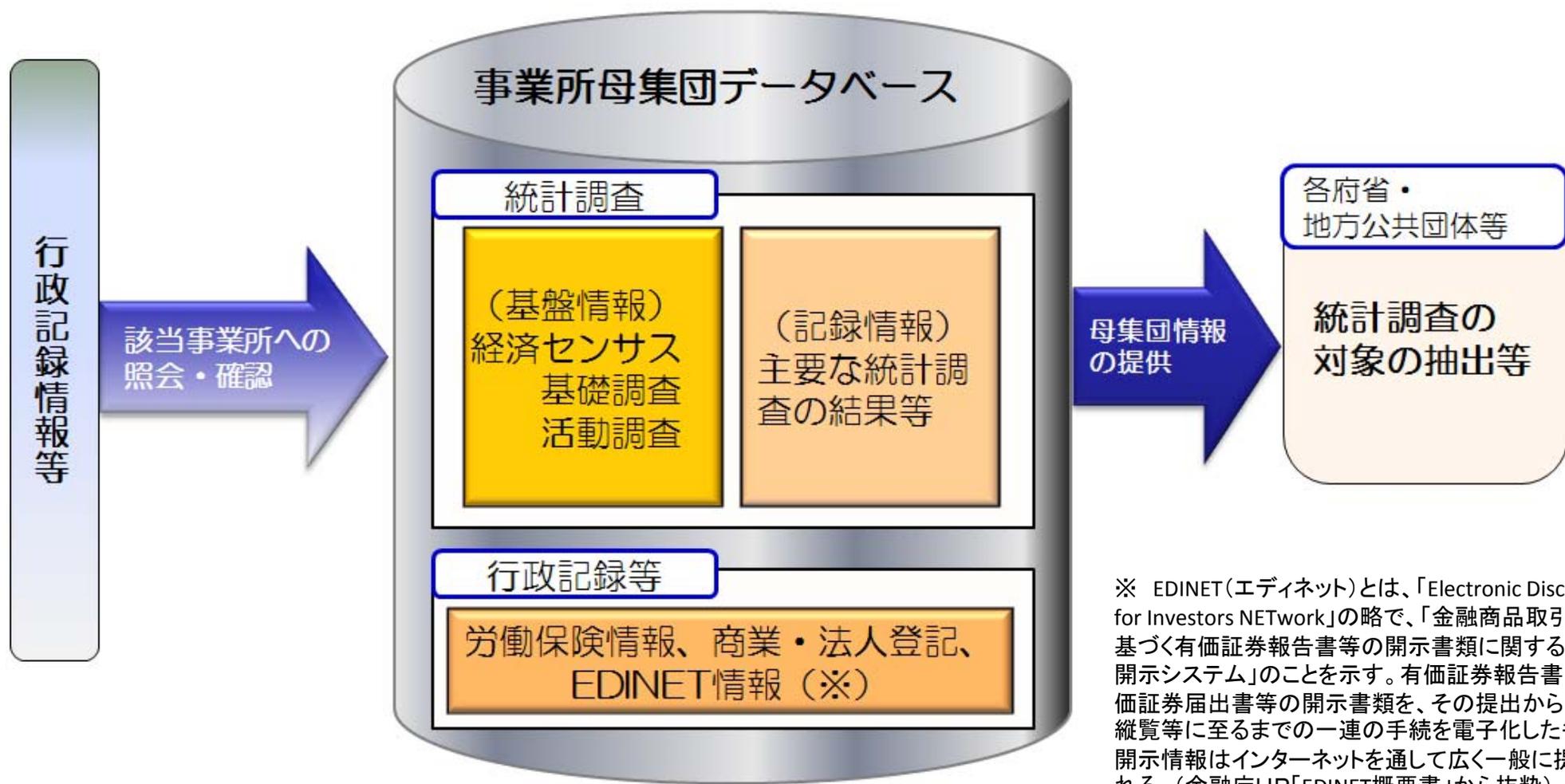
# 事業所母集団データベースの概要

○ 統計法第27条第1項に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が整備

○ 統計法第27条第2項に基づき、事業所に関する統計調査の対象の抽出等を行うため、国の行政機関、都道府県、政令指定都市等に母集団情報を提供

## 【経緯】

- ・平成23年3月  
「事業所母集団データベースの整備方針」を総務大臣決定
- ・平成25年1月  
事業所母集団データベースの開発を完了
- ・平成26年1月  
母集団情報（年次フレーム）の提供を開始



※ EDINET(エディネット)とは、「Electronic Disclosure for Investors NETwork」の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことを示す。有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類を、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化したもの。開示情報はインターネットを通して広く一般に提供される。(金融庁HP「EDINET概要書」から抜粋)

## 新たな行政記録の活用について

- ◆ 平成27年10月から運用が開始された「法人番号」に関する情報（基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事業所の所在地、③法人番号）、商号や所在地等の変更情報、合併等に関する情報など）を活用する予定

➤ 企業等の移転、合併等を把握するためのトリガー情報として活用することで、母集団情報整備の効率化・精度向上を図る

➤ 事業所の本所・支所の関連付け（名寄せ処理）などに活用することで、母集団情報整備の効率化・精度向上を図る

➤ ただし、商号や所在地等の変更情報、合併等に関する情報については、一部の情報しかダウンロードできないため、効率的な活用方法について検討が必要

（事業所母集団データベースの整備）

**第二十七条** 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成